

平成 16 年 7 月 20 日

岩手県知事

増田 寛也 様

(社) 農林水産先端技術産業振興センター (STAFF)

理事長 畑中 孝晴

「 遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン 」 (骨子案) に対する意見書

(はじめに)

平成 14 年 12 月、我が国初の国家総合戦略として「バイオテクノロジー (B T) 戦略大綱」が策定され、国を挙げて B T の研究開発と産業化に向けて総合的に取り組んでいるところです。農業、食品分野においても、B T は国際的に既に実用化段階にあり、激しい開発競争が行われています。我が国が今後、国際競争力を持ち、環境と調和を保ちつつ、食料の安定供給と農業の振興を図っていくためには、遺伝子組換え技術を含む B T の研究開発と応用は必要不可欠です。日本有数の農業県である岩手県においても B T 技術の重要性は今後一層高まることが明らかであることから、試験研究はもとより、実用化に向けた技術の実証・展示等も円滑に進めていくことが重要と考えます。

現在、貴県が定めようとしている「遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン」は、こうした法令に基づく国の厳しい審査で安全性が確認されているものに更に規制を加え、将来の遺伝子組換え技術の開発、普及を阻害する恐れがあると考えております。

本件に対する当センター (S T A F F) の意見は次の通りです。

記

1 . 遺伝子組換え技術は、21 世紀における画期的な技術として環境、医療、生活などあらゆる方面で活用されつつあります。

農業、食品分野も例外ではなく実用化が急速に進んでおり、世界 18 カ国における遺伝子組換え作物の栽培面積は 2003 年には 6 , 770 万 ha に達し、生産性の向上に大きく貢献しているところです。また、商業栽培が始まった 1996 年以来、遺伝子組換え作物が食品の安全性や環境に対し害を及ぼしたという報告はありません。

2 . 遺伝子組換え食品の安全性については、従来から「農林水産分野における組換え体の利用のための指針」による確認が行われてきました。さらに本年 2 月よりカルタヘナ法に基づく仕組みに移行したことから、法に基づく透明性の高い仕組みに移行しています。また、食品や飼料の安全性についても、食品安全法や飼料安全法に基づき、国が確認する仕

組みとなっています。

かつて、農産物が食品として、あるいは環境影響について、このように厳しく、かつ徹底して安全性がチェックされた例はありません。

3．今後の農業、食品産業は、生産性の向上を図りつつ、多様な消費者ニーズに対応していく必要がありますが、このためには遺伝子組換え技術が不可欠であると考えます。

品種改良を例にとっても、現在の交配等による改良には限度があり、将来遺伝子組換え技術を利用することなく生産性や不良環境適応性、品質、機能性等を飛躍的に向上させる画期的な品種を開発することは困難です。

4．現在栽培されている遺伝子組換え作物の大部分が欧米大企業の開発によるものであることから、将来、世界の食糧生産がこれら企業に支配されることを懸念する人達も少なくありません。

そのためにも我が国独自の技術開発を積極的に行う必要があります、既にB T戦略大綱にのっとり国の方針として着々と進められているところです。

一昨年12月に小泉首相によってイネゲノム概要解読の終了が世界に宣言されたのもその一例です。これは、日本が10カ国で構成されるコンソーシアムの中核となり、多額の国費を投じて取り組むとともに、私共のS T A F F研究所も昼夜兼行で努力してきた結果であり、さらに本年中には完全解読を終えようとしています。

農作物への実用化の基礎技術である遺伝子組換え手法についても、現在の欧米の特許に抵触しない新しい手法の開発が着々と進められています。

貴県におかれましても、様々な研究機関において遺伝子レベルの技術開発が進められていると承知しております。

5．公的機関である貴県が、国によって安全性が確認されている遺伝子組換え作物まで一般圃場における栽培を禁止し、あるいは栽培者に対して栽培の中止を要請するのは行政としての限度を超えていると考えます。このような措置をとることはいたずらに不安をかき立て、風評被害を自ら呼び込むようなことにもなりかねず、社会的にも大きな問題であると考えます。

6．遺伝子組換え技術は新しい技術であり、この技術を利用した農産物や食品の拡大が急速であったことから、漠然とした不安感を持つ人々が存在することは事実です。

こうした不安を取り除くために、私共は長年いわゆるP A活動を行い、この新しい技術を理解して頂けるよう努力して参りました。

将来、我が国においても遺伝子組換え作物の栽培が一般圃場で可能になるような環境づくりを進めるためにも、当面は農家や関係者の理解を求めつつ展示圃等を設け、人々がこ

の技術を体感することが必要だと思えます。

このような観点から、貴県においても、遺伝子組換え作物を厳しく規制することではなく、消費者、農業者、流通加工業者に積極的な情報提供を行い、理解を得るような活動を行うべきであると考えます。

7. 日本の主要農業県として、積極的に新しい技術の開発・導入進め、また、財団法人岩手生物工学研究センターの設置など、バイオテクノロジー技術の開発、実用化に先進的な取り組みを進めてこられた岩手県がこのような措置をとれば、他の府県にも大きな影響を与えることとなります。

現在、貴県が検討されている「ガイドライン」においては、試験研究は規制対象外となっておりますが、技術開発は将来の実用化を視野に入れているものであり、以上述べた観点から、食用作物についても、試作、商業栽培を含め、規制すべきではないと考えます。

[連絡先] (社) 農林水産先端技術産業振興センター (S T A F F)
〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル7階
電話:03-3586-8644 FAX:03-3586-8277
(連絡担当者: 研究開発部 部長 志賀 正和)